

報道関係者 各位

7月は夏期食品等監視強化月間です
初日に保健所一斉立入検査を実施します

県では、細菌性食中毒発生の危険性が高い7月を夏期食品等監視強化月間とし、食品等事業者に対する監視指導を強化し、不適正な食品の流通を防止するとともに、消費者の方々に食品衛生についての正しい知識の普及啓発を行います。

監視強化月間の開始にあたり、各保健所では7月1日（金）、下記のとおりスーパーマーケットへの立入検査を実施しますのでお知らせします。

なお、取材に当たります際は、保健所担当者から取材方法の説明がありますので、その指示に従ってくださるようお願いいたします。

記

保健所名	施設名称・所在地	開始時間	問合せ先	報道機関関係者 集合場所・時間
村山保健所	マックスバリュ寒河江中央店 寒河江市ほなみ2-1-9	午前10時30分	生活衛生課食品衛生担当 電話 023-627-1185 担当 大橋	店舗正面入り口 午前10時15分
最上保健所	マックスバリュ新庄店 新庄市五日町字清水川1291-2	午前10時15分	保健企画課生活衛生室 電話 0233-29-1261 担当 秋山	店舗正面入り口 午前10時00分
置賜保健所	おーばん白鷹店 西置賜郡白鷹町荒砥乙1027-2	午前10時30分	生活衛生課食品衛生担当 電話 0238-22-3740 担当 木口	店舗正面入り口 午前10時15分
庄内保健所	ヤマザワ鶴岡茅原店 鶴岡市北茅原町10-31	午前10時15分	生活衛生課食品衛生担当 電話 0235-66-4934 担当 倉部	店舗裏側 午前10時00分

○令和4年度夏期食品等監視強化月間の実施について

- 1 実施期間：令和4年7月1日（金）～7月31日（日）
- 2 実施内容

夏期の細菌性食中毒を防止するため、各保健所において、主に次の施設に対し重点的に衛生管理などについて監視指導を行います（およそ500件を予定）。

- ・飲食店や弁当屋、仕出し屋、旅館、ホテル、給食施設等の大量調理施設
- ・食品を大量に取り扱うスーパーマーケット

問合せ先
食品安全衛生課 食品衛生企画専門員 恵山歩美
電話 023-630-2677
[報道監]防災くらし安心部 次長 高橋 徹